

2020年
12月25日号

中国：2020年の重要立法を振り返る（上）

執筆者：野村 高志、東城 聡、木下 清太、鄧 瓊、邵 春傑、朱 擎龍

1. 2020年を振り返って

2020年に最も注目を浴びた立法の一つが「民法典」であることは、論を待たないところでしょう。そして、同法のほかにも、民商法、コロナ関連、貿易・通商、環境、個人情報法・インターネット、競争法、知的財産・不正競争外商投資等の各分野における重要な立法や法改正が幾つもなされました。本稿では、2020年における重要な立法や法改正を2回に分けて解説します。今回は、民法典、コロナ関連、貿易・通商、環境、個人情報法・インターネット関連の重要立法等を取り上げます。

2. 民法典(全国人民代表大会、2020年5月28日公布、2021年1月1日施行)(前編)

2020年5月28日、新型コロナウイルス性肺炎感染流行(以下「本件感染症流行」といいます。)の影響もあり遅れて開催された中国の全国人民代表大会において、長年にわたり立法作業が進められてきた「民法典」が承認・公布されました。2021年1月1日から正式に施行されます。

「民法典」は、これまで制定されてきた民事法に関する民法通則、民法総則、物権法、担保法、契約法、権利侵害責任法、家族法、相続法等の内容が、一つの法典として統合され、さらに内容の一部が改正されており、中国民事法の集大成といえる内容です。この稿では、人格権編と権利侵害編の内容をまず前編としてご紹介します。

① 人格権編

「民法典」のうち半分以上の項目は、既存の法令を再編成した内容であり、その多くが文言表現の変更に留まっています。しかし、第四編の「人格権」の内容については、これまで専門的直接的に規定した法律はなく、新設された条項が多い編です。

「人格権」とは、「民事主体が享有する生命権、身体権、健康権、氏名権、名称権、肖像権、名誉権、荣誉権及び、プライバシー権等の権利である」とされています(第990条)。特に企業活動への影響が考えられる権利及び権利保護の内容は、①肖像権、

本稿は、みずほ銀行発行のMizuho China Monthly(2020年12月号)掲載原稿をもとに加筆修正したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

②セクシャルハラスメントからの権利保護、③プライバシー及び個人情報保護、④名誉権となります。

(1) 肖像権

肖像とは、「画像、彫像・塑像又は絵画等の方式により一定の媒体に反映され、特定の自然人を識別できる外部イメージ」をいいます。自然人は、「肖像権を享有し、法により自己の肖像を作成し、使用し、公開し、又は他人に使用許諾する権利」を有します（第 1018 条）。

「いかなる組織又は個人も醜悪化¹、汚損、情報技術手段を利用した偽造等の方式により、他人の肖像権を侵害」してはならず、「肖像権者の同意を経ずに、肖像の著作物の権利者は、発表、複製、発行、賃貸、展示等の方式により肖像権者の肖像を使用し、又は公開」することもできません（第 1019 条）。

しかし、いかなる場合も、写真又は動画に少しでも写り込んでいる人物の全員から同意を得ることが必要というわけではなく、例外規定が設けられています。次の場合は、同意は不要とされています（第 1020 条）。

(i)	個人の学習、芸術鑑賞、学校教育又は科学研究のために、肖像権者が既に公開している肖像を必要な範囲内において使用すること
(ii)	ニュース報道を実施するために、やむを得ず肖像権者の肖像を作成し、使用し、又は公開すること
(iii)	（国家機関のための規定のため省略）
(iv)	特定の公共環境を展示するために、やむを得ず肖像権者の肖像を作成し、使用し、又は公開すること
(v)	公共利益又は肖像権者の適法な権益を維持・保護するために、肖像権者の肖像を作成し、使用し、又は公開するその他の行為

(2) セクシャルハラスメント

これまで「婦女権益保障法²」、「女性従業員労働保護特別規定³」等の法規において規定されてきた「セクシャルハラスメント⁴」について、民法典は、単に禁止するだけではなく、会社の防止義務を追記し、その法的責任を明確にしました。

具体的には、「他人の意思に反して、言語、文字、画像、身体行為等の方式により、他人にセクシャルハラスメントを行った場合には、被害者は、法により行為者に対して民事責任を負うよう請求する権利を有する」とした上で、「機関、企業、学校等の単位は、適切な予防、苦情の受付、調査処分等の措置を採り、職権、従属関係等を利用したセクシャルハラスメントを防止し、制止しなければならない」（第 1010 条）としています。企業などの組織に対して、(i)適切な予防、(ii)苦情の受付、(iii)調査処分を行うことが明文で義務づけられたのです。こうした制度がない場合には、企業には同条の義務に違反したものと賠償義務を負わされるリスクが生じます。

(3) プライバシー及び個人情報保護

日本では、プライバシー権は未だ法律上明文化されておられません。しかし、判例上は、主に「生活上の事柄をみだりに公開されない」権利として認められています⁵。

今般の民法典に規定されたプライバシー権は、現代の社会状況を反映した保護内容とされています。まず、プライバシーとは、「自然人の私生活の安寧、並びに他人に知られたくない私的空間、私的活動及び私的情報」をいうとされています。そして、自然人は、プライバシー権を享有するとされ、いかなる組織又個人も、密かに聞き出し、侵害し、若しくは騷擾し、漏洩し、公開する等の方法により、他人のプライバシー権を侵害してはならないと規定されています（第 1032 条）。また、本人の同意なしに次の行為をすることが禁止されています（第 1033 条）。

(i)	電話、ショートメール、インスタントメッセージ、電子メール、チラシ等の方式により他人の私生活の安定を妨害すること
(ii)	他人の住宅、ホテルの部屋等の私的空間に侵入し、又はこれらの空間を撮影し、覗き見ること
(iii)	他人の私的活動を撮影し、覗き見、盗聴し、又は公開すること

¹ 近年流行しているアプリケーションなどを利用して画像を加工することを念頭においていると思われます。

² 2018 年改正（主席令第 16 号）

³ 2012 年公布（国務院令第 619 号）

⁴ 中国語では「性騷擾」。

⁵ 東京地裁昭和 39 年 9 月 28 日判決など

(iv)	他人の身体の私的部位を撮影し、又は覗き見ること
(v)	他人の私的な情報を処理すること

また、民法典は、プライバシーの中核を成す個人情報の保護についても規定しています。

まず、個人情報については、「電子その他の方式により記載され、単独で、又はその他の情報と組み合わせて自然人を特定することができる各種情報をいい、自然人の氏名、生年月日、身分証の番号、生体識別情報、住所、電話番号、電子メールアドレス、健康情報、移動履歴情報等が含まれる」と定義されました(第 1034 条)。

この個人情報を処理⁶する場合には、適法、正当、必要の原則を遵守し、過度に処理してはならず、かつ、次の条件に合致する必要があるとされています(第 1035 条)。

(i)	法律又は行政法規に別段の規定がある場合を除き、当該自然人又はその後見人の許可を得ること
(ii)	情報処理の規則を公開すること
(iii)	情報処理の目的、方式及び範囲を明示すること
(iv)	法律、行政法規の規定及び双方の合意に違反しないこと

(4) 名誉権

いかなる組織又は個人も侮辱、誹謗等の方法で他人の名誉権を侵害できません(第 1024 条)。

但し、行為者が、公共利益のためにニュース報道、世論監督等の行為を実施し、それにより他人の名誉に影響を与えた場合には、民事責任を負わないとされています。その場合であっても、次の何れかに該当する場合は、違法性は阻却されず、民事責任を負うこととなります(第 1025 条)。

(i)	事実をねつ造し、又は歪曲したとき
(ii)	他人に提供された、重大に事実違反する内容に対し合理的な検証義務を尽くさなかったとき
(iii)	侮辱的な言葉などを使用し、他人の名誉を貶めたとき

なお、(ii)の「合理的な検証義務」の内容がよく問題となりますが、次の要素を合わせて検討するとされています。

(i)	内容の出所の信用性
(ii)	明らかに紛争を引き起こしうる内容に対し必要な調査を実施したものの否か
(iii)	内容の時間的制限に関わる性質
(iv)	内容と公序良俗との関係性
(v)	被害者の名誉が貶められる可能性
(vi)	検証能力及び検証コスト

② 権利侵害編

民法典の権利侵害責任に係る規定は、関連の司法解釈の内容を踏まえ、旧法である権利侵害責任法の一部内容を改正しています。係る改正は、知的財産権侵害に対する懲罰的損害賠償制度の明記や、生態系破壊に関する損害賠償等、重要なものが複数含まれますが、以下では、近時問題になるケースが多い、インターネット上での権利侵害に関する制度について説明します⁷。

(1) 概要

ネットワークユーザー・ネットワークサービス提供者は、ネットワークを利用して他人の民事権利・利益を侵害した場合には、権利侵害責任を負います(第 1194 条)。ネットワークユーザー・ネットワークサービス提供者への帰責構造を把握する上で重要になるのが、侵害を受けた(と主張する)者(権利者)による通知制度、及びネットワークユーザーによる反対通知制度です。

(2) 権利者による通知制度

ネットワークユーザーが、ネットワークサービスを利用して侵害行為を実施した場合には、権利者は、ネットワークサービス提供者に対し、削除、非表示、リンク切断等の必要な措置を講ずるよう通知する権利を有します(第 1195 条第 1 項)。そして、ネット

⁶ 個人情報の収集、保存、使用、加工、転送、提供、公開等が含まれる。

⁷ 当該制度については、旧法である権利侵害責任法や、個別法である電子商取引法でも関連規定が存在します。民法典は、これら規定も踏まえ、インターネット上での権利侵害に係る法律関係の調整規定を改めて定めたものです。

ワークサービス提供者は、通知を受領した後、遅滞なく当該通知を前記のネットワークユーザーに転送し、かつ、必要な措置を講じなければならず、遅滞なく必要な措置を講じなかった場合には、損害が拡大した部分について、当該ネットワークユーザーと連帯責任を負うものとされます(第 1195 条第 2 項)。

当該制度における、ネットワークサービス提供者への通知には、①権利侵害の初歩的証拠、及び②権利者の真正な身分情報が含まれる必要があります(第 1195 条第 1 項)、実務上、一般的に、以下の情報等が要求されます。

① 権利侵害の初歩的証拠
<ul style="list-style-type: none"> ・ 著作権登録証書、専利登録証書、商標登録証書等の権利証明、ネットワーク上における言論の自由の限度を超える誹謗中傷の文言等の侵害行為に関する資料 ・ 権利侵害と認定される可能性がある行為と関連するサイトリンク又はその関連商品若しくは関連情報を特定できる有効な方法等
② 権利者の真正な身分情報
<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利者の姓名・名称、住所、連絡先、電話番号、メール等の情報

ネットワークサービス提供者は、上記通知内容を審査し、合理的な通常人の観点から見て明らかに通知の内容が不合理であり、侵害行為が成立しないと判断した場合、当該通知のネットワークユーザーへの転送及び必要な措置を拒絶できます⁸。ただし、ネットワークサービス提供者は、ネットワークユーザーが、そのネットワークサービスを利用して他人の民事権利・利益を侵害していることを知り、又は当然知るべき⁹である場合において、必要な措置を講じなかったときは、当該ネットワークユーザーと連帯責任を負う点に注意が必要です(第 1197 条)。

(3) ネットワークユーザーによる反対通知制度

前記の権利者による通知への対応措置として、民法典は、ネットワークユーザーによる反対通知制度を規定しています(第 1196 条第 1 項)。すなわち、ネットワークユーザーは、転送された通知を受領した後、ネットワークサービス提供者に対して、侵害行為が存在しない旨の声明を提出することができます。当該声明には、①侵害行為が存在しないことの初歩的証拠、及び②ネットワークユーザーの真正な身分情報が含まれる必要があります。

ネットワークサービス提供者は、声明を受領した後、通知を發した権利者に対し当該声明を転送し、かつ、権利侵害に関するクレーム又は訴訟の救済方法を告知しなければなりません。そして、ネットワークサービス提供者は、転送した声明が権利者に到着した後の合理的な期限内において、権利者から、クレームを申立て又は訴訟提起した旨の通知を受領しない場合、前記の権利者による通知に対応して講じた措置の実施を遅滞なく終了する必要があります(第 1196 条第 2 項)。

3. コロナ関連指導意見

中国武漢市において 2020 年 1 月に本件感染症流行が明らかになって以降、中国政府は、本件感染症を「伝染病防治法¹⁰」の乙類伝染病とし、「国家突発公共衛生事件緊急対応案¹¹」等に基づく 1 級「重大公共突発衛生事件」として、大規模な都市封鎖、外出・移動の制限を行いました。その後、本件感染症流行は全世界に拡大しました。一方、中国においては、同年 4 月 8 日に武漢市の都市封鎖も終了し、国内の各都市において、市中の各所における検温や QR コードでの行動確認等は続いているものの、ビジネスや日常の生活は、他国と比較して平常に近い状況となっています。

この間、最高人民法院は、2020 年 4 月 16 日に「新型コロナウイルス性肺炎感染流行に関わる民事事件の法による適切な審理に係る若干の問題に関する指導意見」(以下本章において「本件指導意見」といいます。)の(一)を發布しました。その後、同年 5 月 15 日には本件指導意見(二)が、同年 6 月 8 日には本件指導意見(三)が發布されました。

⁸ なお、権利者が誤った通知をしたことにより、ネットワークユーザー又はネットワークサービス提供者に損害をもたらした場合には、権利侵害責任を負わなければなりません(第 1195 条第 3 項)。

⁹ 「当然知るべき」の該当性は、裁判官が、保護対象の権利など事案の状況を総合的に考慮し、判断します。例えば、専利権侵害と商標権侵害を比較した場合、専利権侵害の有無の判断にはより専門知識が要求されるため、一般的に、専利権侵害は、商標権侵害よりも「当然知るべき」と認定され難いといえます。

¹⁰ 2013 年 6 月 29 日改正施行

¹¹ 2006 年 2 月 26 日施行

① 「新型コロナウイルス性肺炎感染流行に関わる民事事件の法による適切な審理に係る若干の問題に関する指導意見(一)」
(最高人民法院、2020年4月16日公布)

最高人民法院が、各レベルの人民法院による本件感染症流行に関わる民商事分野の案件の審理に対する指導を強化すべく出されたものであり、次の10項目から構成されています。

- 一. 司法サービスによる保障の役割の十分な発揮
- 二. 不可抗力の規則の正確な適用
- 三. 契約紛争事件の適切な審理
- 四. 労働紛争事件の処理
- 五. 懲罰的賠償の適用
- 六. 訴訟時効の停止
- 七. 訴訟期間の順延
- 八. 司法救済力の向上
- 九. 保全措置の柔軟な採用
- 十. 法律適用の統一性の保障

この中で重要なのは第二項の不可抗力及び第三項の履行困難・履行不能の場合の内容です。

第二項は、不可抗力の規則を正確に適用することを求めています。本件感染症流行又は感染症流行の防止・抑制措置の、「直接の」影響を受けて生じた民事紛争について、不可抗力の法定要件を当てはめるに際しては、民法総則¹²第180条並びに契約法¹³第117条及び第118条を適用することを求めています。

民法総則や契約法にない「直接の」という文言がある点が注目されます。

第三項は、契約義務の履行が、本件感染症及びその防止・抑制措置によって、(i)履行不能になった場合、(ii)履行困難になった場合等について規定しています。

(i) 履行不能の場合

感染症やその防止・抑制措置が履行不能に直接至らしめた場合には、前述の不可抗力の規定が適用された上で、感染症流行又はその防止・抑制措置の影響の度合いに基づき責任を一部又は全部免除するとされています。ここでも「直接」の文言が使われて、履行不能との直接の因果関係が必要とされています。上述の第二項と同様に、直接の因果関係を求めることで、感染症流行と関係の強くない濫用的な履行不能の主張を抑制する趣旨であると解されます。

(ii) 履行が困難である場合

当事者が感染症やその防止・抑制措置による契約の履行困難を理由として契約の解除を請求しても、人民法院はこれを支持しないことが明確にされています。但し、感染症やその防止・抑制措置により契約の目的が実現できなくなる場合には、契約解除は支持されます。

② 「新型コロナウイルス性肺炎感染流行に関わる民事事件の法による適切な審理に係る若干の問題に関する指導意見(二)」
(最高人民法院、2020年5月15日公布)

本件指導意見(二)は、本件指導意見(一)をベースに、本件感染症流行の影響を比較的大きく受ける(i)売買契約、(ii)建物の賃貸借契約、(iii)金融関連契約及び医療保険契約等の契約並びに企業破産案件等の3つのカテゴリーに分けて実務的な問題についての最高人民法院の考えを規定しています。必要に応じて個別に確認することが推奨されますが、売買契約においては、不可抗力を理由とする契約解除は「契約の目的が実現できなくなる」場面に限るとの原則(第1項)、及び「明らかに不公平」である場合には、事件の実情を踏まえて、契約の内容を変更するという効果(事情変更)を認めうる¹⁴と改めて確認している点は、本件感染症流行に関する事案を取り扱う際に、汎用的に問題になる点への解釈といえます。

¹² 2017年10月1日施行

¹³ 1999年10月1日施行

¹⁴ 第2項及び第4項並びに本件指導意見(一)第3項(2)

③ 「新型コロナウイルス肺炎感染流行に関わる民事事件の法による適切な審理に係る若干の問題に関する指導意見(三)」 (最高人民法院、2020年6月8日公布)

これまでは実体法に対する解釈についての意見が示されていましたが、本件指導意見(三)は手続法の側面から涉外事件及び商事海事を含めた紛争の審理に係る方針を明確にするために出された指導意見です。次の9項目から構成されています。

- 一、 訴訟当事者について
- 二、 訴訟証拠について
- 三、 時効及び期間について
- 四、 法律の適用について
- 五、 渉外商事事件の審理について
- 六、 運送契約事件の審理について
- 七、 海事海商事件の審理について
- 八、 訴訟のグリーンルートについて
- 九、 香港・マカオ・台湾に関わる事件の審理について

訴訟、仲裁、その他の各種手続きにおいて、時効やその他の期間を含めて手続きについて、柔軟に対応することで、紛争審理における救済が本件感染症流行によって受けられない、又は遅れるという状況を避けるために明らかにされた指導意見です。

上記の3つの本件指導意見は、本件感染症流行の後、速やかに、実体法のうち今回のような感染症の流行において特に問題となる不可抗力、事情変更への対応(主に本件指導意見(一))、売買・賃貸借などの契約類型ごとの紛争の対応(主に本件指導意見(二))、手続全般への対応(主に本件指導意見(三))について、明らかにすることで紛争の適切かつ円滑な解決を実現することを目的に発布されました。中国では、冒頭で述べたように比較的本件感染症流行は落ち着いてきてはいますが、SARS のとき同様に、本件感染症流行に関連して争われる紛争事件は、これから司法手続にかけられる場合も多く、また今後も本件感染症流行が再流行する可能性は否定できないため、これらの本件指導意見は今後も参照価値があるといえます。

4. 貿易・通商関連

① 「輸出管理法」(全国人民代表大会常務委員会、2020年10月17日公布、2020年12月1日施行)

激化する米中貿易摩擦を背景に、2020年10月17日、「輸出管理法」が中国全人大会常務委員会で可決され、同年12月1日から施行されています。今後、「輸出管理法」は、以前に公布・施行された「監視化学品管理条例」「核輸出管理条例」「軍用品輸出管理条例」「核両用品及び関係技術輸出管理条例」「ミサイル及び関係種目・技術輸出管理条例」及び「生物両用品及び関係設備・技術輸出管理条例」という輸出管理法規の基本法となります。

同法の運用は国务院及び中央軍事委員会の輸出管理担当部門(以下「国家輸出管理担当部門」といいます。)が担います。輸出管理業務について「総体的国家安全観」を堅持することが強調され(第3条)、これは経済政策なども含んだ幅広い概念と理解されています。

(1) 管理品目の範囲及び輸出管理行為の範囲

「輸出管理法」における管理品目の範囲は、以下のようになっています。以下の管理品目には、品目に関連する技術資料等のデータも含まれます(第2条)。

- ・ 両用品目(民事用途を有しながら、軍事用途を有し、又は軍事的潜在力の向上に寄与し、特に大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産又は使用に用いることができる貨物、技術及びサービス)
 - ・ 軍需品(軍事目的に用いる装備、専用生産設備その他の関連する貨物、技術及びサービス)
 - ・ 核(核原料、核設備、原子炉用非核原料及び関連する技術及びサービス)
 - ・ その他の国家の安全及び利益の維持・保護、拡散防止等の国際義務の履行に関連する貨物、技術及びサービス等
- 管理品目の輸出行為の範囲について、通常の輸出のほか「再輸出」、「みなし輸出」も対象となります(第45条)。

(2) 管理方法

「輸出管理法」は、管理リスト及び管理統制名簿の制定、並びに輸出許可制度を主な管理方法として規定しています。

(i) 管理リスト

国家輸出管理担当部門は、この法律等に従い、輸出管理政策に基づき、関係部門とともに管理品目の輸出管理リストを制定及び調整し、遅滞なく公布します(第9条第1項)。また、輸出管理リスト以外の貨物、技術及びサービスについても、国家の安全及び利益を維持・保護し、拡散防止等の国際義務を履行する必要性に基づき、国务院等の認可を経て、国家輸出管理担当部門が、2年を超えない期間内で「臨時管理」を実施し、これを公告することができます(第9条第2項)。

国家輸出管理担当部門は、関連する管理品目について、輸出を禁止し、又は特定の仕向国及び地域並びに特定の組織及び個人に対する輸出を禁止することができます(第10条)。

更に、管理リストに記載された管理品目及び臨時管理品目以外の貨物、技術及びサービスに(a)国家の安全及び利益に危害を及ぼすリスク、(b)大量破壊兵器及びその積載・運送手段の設計、開発、生産又は使用に用いられるリスク、(c)テロリズムの目的に用いられるリスクが存在するおそれがある場合、輸出管理対象となります(第12条第3項)。

(ii) 輸出許可制度

管理品目の輸出について実施される許可制度は以下のとおりです。

輸出事業者は、上記(i)に記載された輸出管理を受ける貨物、技術及びサービスを輸出する場合に、国家輸出管理担当部門に対して許可を申請しなければなりません(第12条第1項、第2項)。

国家輸出管理担当部門は、(a)国家の安全及び利益、(b)国際的な義務及び対外的約束、(c)輸出類型、(d)管理品目のセンチメントレベル、(e)輸出仕向国又は地区、(f)エンドユーザー及び最終用途、(g)輸出事業者の信用記録、(h)法律又は行政法規所定のその他の要素を総合的に考慮し、輸出事業者の管理品目の輸出に係る申請について審査を行い、許可するか否かの決定をします(第13条)。

(iii) 管理統制名簿

国家輸出管理担当部門は、(a)エンドユーザー又は最終用途の管理要求に違反したり、(b)国家の安全及び利益に危害を及ぼすおそれがあったり、(c)管理品目をテロリズムの目的に用いたりした、輸入事業者及びエンドユーザーについて、管理統制名簿を作成します。

管理統制名簿に加えられると、国家輸出管理担当部門が、関係する管理品目の取引の禁止又は制限や、関係する管理品目の輸出中止命令等の必要な措置を講じることができます。また、輸出事業者は、規定に違反して管理統制名簿に加えられた輸入事業者及びエンドユーザーと取引を行ってはならないとされています(第18条第1項、第2項、第3項)。

(3) 規制対象者

「輸出管理法」における輸出事業者に対する義務は、下表のとおりです。

規制対象者	義務
輸出事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 管理品目の輸出に従事する場合、「輸出管理法」並びに関係する法律及び行政法規の規定を遵守する(第11条) ② 関連管理品目輸出経営資格を取得する(必要がある場合)(第11条) ③ 関連管理品目輸出に関する許可を申請する(第12条) ④ 関連管理品目のエンドユーザー及び最終用途の証明文書を提出する(第15条) ⑤ 関連管理品目のエンドユーザー又は最終用途に変更のおそれがあることを発見した場合、国家輸出管理担当部門に報告する(第16条第2項) ⑥ 管理統制名簿に加えられた輸入事業者及びエンドユーザーと取引を行ってはならない。特段の状況において管理統制名簿に加えられた輸入事業者又はエンドユーザーとの取引を行う必要が確実にある場合には、国家輸出管理担当部門に対し申請を提出することができる(第18条第3項)

(4) 法的責任等

(i) 行政処罰

「輸出管理法」における輸出事業者の違法行為に対する行政処罰は、下表のとおりです。

違法主体	違法行為	行政処罰
輸出事業者	関連する管理品目の輸出経営資格なく、関係する管理品目の輸出に従事した場合	警告、違法行為停止命令、違法所得の没収、違法経営額の5倍以上10倍以下の過料の併科(違法経営額が50万人民元以上の場合)、50万人民元以上500万人民元以下の過料の併科(違法経営額が50万人民元未満の場合)(第33条)
	許可なく、管理品目を無断で輸出した場合	警告、違法行為停止命令、違法所得の没収、違法経営額の5倍以上10倍以下の過料の併科(違法経営額が50万人民元以上の場合)、50万人民元以上500万人民元以下の過料の併科(違法経営額が50万人民元未満の場合)、営業停止・改善命令又は関連する管理品目の輸出経営資格の取消(情状が重い場合)(第34条)
	輸出許可証書に定める許可範囲を超えて管理品目を輸出した場合 輸出禁止の管理品目を輸出した場合	許可の取消、輸出許可証の取り上げ、違法所得の没収、違法経営額の5倍以上10倍以下の過料の併科(違法経営額が20万人民元以上の場合)、20万人民元以上200万人民元以下の過料の併科(違法経営額が20万人民元未満の場合)(第35条第1項)
	詐欺、賄賂等の不正な手段により管理品目の輸出許可証書を取得し、又は管理品目の輸出許可証書を不法に譲渡した場合	警告、違法行為停止命令、違法所得の没収、違法経営額の10倍以上20倍以下の過料の併科(違法経営額が50万人民元以上の場合)、50万人民元以上500万人民元以下の過料の併科(違法経営額が50万人民元未満の場合)、営業停止・改善命令又は関連する管理品目の輸出経営資格の取消(情状が重い場合)(第37条)
	輸出管理法の規定に違反して管理統制名簿上の輸入事業者又はエンドユーザーと取引を行った場合	警告、10万人民元以上30万人民元以下の過料の併科、営業停止・改善の命令又は関連する管理品目の輸出経営資格の取消(情状が重い場合)(第38条)
	監督・検査を拒絶し、妨害した場合	

(ii) 域外適用等

外国の組織及び個人が、「輸出管理法」における輸出管理に関する規定に違反し、中国の国家安全及び利益に危害を及ぼし、拡散防止等の国際義務を履行することを妨害したときは、法により処理し、その法的責任を追及すると規定し、外国の企業や個人にも適用が及ぶとしています(第44条)。

また、中国に対して輸出管理措置を濫用する国又は地域に対し、対等に措置を講じることができる旨を規定しており(第48条)、米国への対抗措置を示唆して注目を引きました。

② 「中国輸出禁止・制限技術目録」改正版(中国商務部、2020年8月28日公布)

2020年8月28日、中国商務部は、「中国輸出禁止・制限技術目録」改正版を公布しました。

同目録は、「対外貿易法」「技術輸出入管理条例」に基づいて定められた規定です。改正後の「中国輸出禁止・制限技術目録」によれば、半導体、ロボット工学、ワクチン等が輸出禁止技術に追加されており、音声認識、音声合成技術、人口知能対話型インターフェース技術等のAI関連技術が輸出制限技術に追加されました。

③ 「信頼できないエンティティリスト規定」(中国商務部、2020年9月19日公布)

2020年9月19日、中国商務部は、「信頼できないエンティティリスト規定」を公布して、同日から実施しています。

同規定によれば、国際経済貿易及び関連活動において(i)中国国家の主権、安全、発展の利益に危害を及ぼす外国エンティティ、(ii)正常な市場取引の原則に違反し、中国の企業、組織又は個人との正常な取引を中断させ、又は中国企業、組織又は個人に対して差別的な措置をとり、中国企業、組織又は個人の合法的権益を著しく損なう外国エンティティは、信頼できないエンティティリストの制裁対象にあたりとされています(第2条第1項)。なお、外国エンティティには、外国企業、組織又は個人が含まれるとされています(第2条第2項)。

信頼できないエンティティリストに掲載されると、当該エンティティが中国に関連する輸出入活動に従事することを制限又は禁止する措置を講じることができる他、中国国内における投資活動の禁止・制限、関係者等の中国入国の禁止・制限や修行許可・居留資格の制限・取消の措置が可能です(第10条)。

具体的なエンティティリストはまだ公表されておらず、今後の動向が注目されます。

5. 環境関連

○ 「固体廃棄物汚染環境防止法(2020年改正)」(全国人民代表大会常務委員会、2020年4月29日公布、2020年9月1日施行)

「固体廃棄物汚染環境防止法(2020年改正)」(以下「改正法」といいます。)が、2020年4月29日に全国人民代表大会常務委員会から公布され、2020年9月1日に施行されました。改正法においては、固体廃棄物¹⁵による環境汚染について、減少化(排出量の減少)、資源化(総合利用の促進)及び無害化(危害性の軽減)の原則が謳われています(第4条)。以下では、改正法における改訂点のうち、中国で事業展開する日本企業に特に関連が深いと思われる点について、概要を説明します。

(1) 工業固体廃棄物に関する規制強化

工業固体廃棄物とは、工業、生産活動において発生する固体廃棄物をいいます(第124条第2項)。改正法では、工業固体廃棄物に関する処理について、下記の義務が明記されるなど、管理監督が強化されました。

- (i) 工業固体廃棄物を排出する者には、工業固体廃棄物の排出、収集、貯蔵、運送、利用及び処理の全過程において、環境汚染の防止責任制度の設立が要求され、かつ、固体廃棄物に関する管理台帳を作成し、工業固体廃棄物の種類、数量、流通、貯蔵、利用及び処理に関する情報を記入することが求められます(第36条)。
- (ii) 工業固体廃棄物を排出する者は、工業固体廃棄物の運送、利用、処理作業を他人に委託する場合、受託者の主体資格及び技術能力を確認し、かつ、書面にて汚染防止の内容を定めた契約を締結する必要があります。当該義務を履行しない場合、委託者である工業固体廃棄物を排出する者は、環境汚染及び生態環境の破壊について、受託者と連帯責任を負うこととなります(第37条)。

(2) 建築ごみに関する規制強化

建築ごみとは、建築者、施工者による新築、改築、増築及び各種建築物、構築物、配管等の解体撤去、並びに居住者による家屋の改装の過程で生じる残土、廃材その他の固定廃棄物をいいます(第124条第4項)。

改正法では、工事を施行する者は、固定廃棄物を利用又は処理する前に建築ごみ処理案を作成し、関連当局に届出を行う必要がある旨が規定されました(第63条第1項)。処理案の届出を怠った場合又は施工過程で生じた固体廃棄物を速やかに処理しなかった場合、罰金等の責任を負うこととなります(第113条第1項)。

(3) 法的責任の拡大

改正法では、規制違反に対する法定責任も拡充されています。例えば、責任主体となる企業に対する罰金等に加えて、その法定代表者、主要責任者、直接責任を負う主管人員及びその他責任者に対して、一定の場合に、企業から前年度に取得した収入

¹⁵ 固体廃棄物とは、「生産、生活その他の活動において発生する、本来の利用価値を失った、又は利用価値を失っていないが投棄若しくは放棄された固体、半固体及び容器に入られている気体の物品、物質並びに法律、行政法規において固体廃棄物管理が規定されている物品、物質」と定義されています(第124条第1項)。

の50%以下の罰金や(第118条)、5日以上15日以下の拘留(第120条)が科される可能性がある点は留意が必要です。

6. 個人情報保護/インターネット関連

① 「ネットワーク安全審査弁法」(国家互聯網信息安全公告第6号、2020年6月1日施行)

2020年4月13日、「ネットワーク安全審査弁法」(以下「安全審査弁法」といいます。)の正式版が公布されました。当該弁法は、「国家安全法」、「ネットワーク安全法」に基づき、重要情報インフラ運営者(以下「重要インフラ運営者」といいます。)がネットワーク製品及びサービスを購入する場合についての安全審査体制を規定しています。

(1) 適用範囲・対象

(i)「重要インフラ運営者」は、(ii)「ネットワーク製品又はサービス」を購入する場合において、国家安全に影響し又は影響する可能性があるときは、安全審査を行わなければなりません(安全審査弁法第2条)。

(i) 重要インフラ運営者に該当するか否か

安全審査弁法によれば、重要インフラ運営者は、重要インフラ保護部門により認定される経営者とされています(安全審査弁法第20条)。この点、当該弁法(部門規章)の上位法にあたるネットワーク安全法¹⁶によれば、①公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水道、金融、公共サービス、電子政務等の重要な業種及び領域、並びに②データ漏洩が一度生じた場合、又は機能の破壊・喪失若しくはデータ漏洩が生じた場合に国家安全、国家計画、国民生活、公共の利益に重大な危害が及ぶおそれのある「重要情報インフラ」を運用する事業者は、重要インフラ運営者として取り扱われる可能性があります。

(ii) ネットワーク製品又はサービスの範囲

ネットワーク製品及びサービスとは、主に「コアネットワーク機器、高性能コンピューター及びサーバー、大容量ストレージ機器、大規模データベース及びアプリケーションソフトウェア、ネットワークセキュリティ機器、クラウドコンピューティングサービス、その他の重要情報インフラの安全に重要な影響を与えるネットワーク製品及びサービス」を指すとされています(同法第20条)。

(2) 審査実施部門

安全審査弁公室が審査実施部門です。国家インターネット情報弁公室に設置され、安全審査に関連する規制を策定し、安全審査の仕組みを調整します(同法第4条)。国家ネットワーク情報弁公室の記者会見での回答¹⁷(以下「本件記者会見回答」といいます。)によれば、具体的な業務執行(申告材料の形式審査などを含みます。)は、安全審査弁公室が、中国インターネット安全審査技術・認証センターに委託します。

(3) 審査内容及び提出書類

ネットワーク安全審査は、主にネットワーク製品及びサービスから発生しうる国家安全リスクを重点的に評価します。審査では、主に次の要素が考慮されます(安全審査弁法第9条)。

- ・ 製品及びサービスの使用後に、重要インフラが違法に支配、干渉又は破壊されるリスク、及び重要なデータが盗難、漏洩、又は破壊にあうリスク
- ・ 製品及びサービスの供給中断による重要インフラの業務継続性に対する損害
- ・ 製品及びサービス安全性、開放性、透明性、供給源の多様性、供給チャネルの信頼性、及び政治的、外交的、貿易その他要因による供給中断のリスク
- ・ 製品及びサービス提供者の中国の法律、行政規則及び部門規章の順守情況

(4) 安全審査の申告及び審査期間

(i) 申告の時間

本件記者問答回答によれば、重要インフラ運営者は、通常、ネットワーク製品及びサービスの提供者との契約締結前に、安全審査を申請します。そのため、契約の締結後に安全審査を申請する場合には、安全審査に合格しないことによる損失を回避するため、ネットワーク製品及びサービスの提供者との契約において安全審査合格後のみ契約が有効となる規定などを置くことが

¹⁶ 主席令(2017)53号

¹⁷ http://www.cac.gov.cn/2020-04/27/c_1589535446378477.htm

推奨されます。

(ii) 審査期間

安全審査弁法の第 8 条、第 10 条及び第 13 条に記載されている手続の予定期間を単純に合計すると、安全審査は通常申告書類が受領されてから 40 営業日以内に完了することになります。もともと、複雑な状況にある場合には、15 営業日延長されます。さらに、特別手続¹⁸が必要な審査の場合には、45 営業日¹⁹が必要とされています。

② 「情報安全技術 個人情報安全規範」(2020 年 10 月 1 日施行)

「情報安全技術 個人情報安全規範」(以下「本安全規範」といいます。)は、2020 年 10 月 1 日に施行されました。本安全規範は、2018 年 5 月 1 日に施行された「情報安全技術 個人情報安全規範」(以下「旧安全規範」といいます。)のアップデート版です。本安全規範は、推薦性の国家標準であり、法律、部門規章と比べると強制力がない点が決定的に異なります。

(1) 個人情報の収集・使用についての授権同意の定義

本安全規範では、個人情報を収集・使用するにあたって、必要な「授権同意」の定義が明確にされました(規範第 3.7 条)。具体的には、個人情報の主体がその個人情報に対する特定の処理に対し明確に授権する行為を指し、明示の同意のみならず黙示の同意を含むとされています。明示の同意は、個人情報主体が書面、口頭、行為等の方式を通じて自ら肯定な意味を表す行為(例えば、同意の項目を選択する行為、自ら個人情報を提供する行為等)を指します。黙示同意は、黙認などの消極的な行為(例えば、情報収集の区域にいる個人情報主体が情報収集の実施を告知されても当該区域から離れない不作為など)を指します。

(2) 個人生態識別情報関連内容の追加

個人生態識別情報は、遺伝子、指紋、声紋、手相、耳介、虹彩、顔の特徴等の情報を指します。本安全規範においては、個人生態識別情報に関する特別な規定が追加されました。具体的には、次のとおりです。

- (i) 個人生態識別情報を収集する前に、他の個人情報とは区別して個人情報主体に対し個人生態識別情報の収集・使用の目的、方式、範囲、保存期間等を告知し、明示の同意を取得する必要があります(第 5.4 条)。
- (ii) 個人生態識別情報は、個人の身分情報と区別して保存される必要があり、かつ、原則として、オリジナルの情報を保存してはなりません(第 6.3 条)。
- (iii) 原則として、個人生態識別情報を共有又は転送してはならず、業務上の必要がある場合には、個人情報主体に対しその目的、関連する個人生態識別情報の種類、データ受領者の基本情報、データ安全能力等を通知し、個人情報主体の明示の同意を取得しなければなりません(第 8.2 条)。

(3) 多種・多岐にわたる業務・機能に対する自主的な選択権

実務上、個人情報の同意取得の際に、全ての業務について一括で(個人情報主体が使用しない付帯的な業務、又は申請していない業務に関連する個人情報の使用も含めて)同意を求められることが一般的です。

このような必要性を超えた個人情報の超過収集が行われることを避けるため、本安全規範の第 5.3 条は、個人情報取扱者に対し以下の内容を要求しています。

- (i) 製品又はサービスの各業務・機能を一体的に取り扱うことで、個人情報主体が申請していない又は使用しない業務・機能に関連した個人情報収集に一括して同意させてはなりません。
- (ii) 個人情報主体が自ら行う能動的な行動(クリックする、選択する、記載する等)を特定の業務機能の開始条件とし、当該業務機能が開始された後に個人情報の収集が開始されるものとします。
- (iii) 特定業務・機能の開始と終了を選択するルート、方法の煩雑さは、同一でなければならず、かつ、個人情報主体が業務の終了をさせた後は、関連個人情報の収集も停止しなければなりません。
- (iv) 頻繁に個人情報主体の同意を要求してはなりません。
- (v) 特定の業務・機能の選択をしないこと、又は終了させること等によって、他の業務提供を拒否し、又は他の業務の品質を下げてはなりません。

¹⁸ 安全審査において、安全審査弁公室は、安全審査の関連部門などの意見を求める必要があり、各部門の意見が一致しない場合には、特別手続によって取り扱われることとなります(安全審査弁法第 11 条)。

¹⁹ 状況が複雑な場合には、さらに適当な期間延長できるとされています。

(vi) 業務提供の品質改善、使用体験の向上、安全性の強化等の理由のみで、個人情報の提供を要求してはなりません。

(4) ユーザープロファイリングに対する使用制限の追加

本安全規範の第 7.4 条は、「ユーザープロファイリング」(筆者注: 一般に検索履歴や個人の特性などの個人情報主体の興味や目的に関する情報を獲得する行為をいいます。)について一定の制限を設ける内容を規定しています。具体的には、ユーザープロファイリングの記述は、違法又は差別的な内容を含むことはできません。また、個人情報主体が同意する使用目的に必要な場合を除いて、その個人情報を使用する場合には、当該個人情報主体を特定するプロファイリング情報を削除する必要があります。

(5) パーソナライズ表示に関する内容の追加

本安全規範の第 7.5 条は、個人情報取扱者に対し、パーソナライズ表示(筆者注: 画一的に情報を表示するのではなく、ユーザーごとに関連性のある情報を表示する行為をいいます。)に関する内容を新たに規定しています。

具体的には、パーソナライズ表示とパーソナライズ表示以外の内容を明確に区別しなければならず、消費者の興味、消費習慣その他の特徴に基づいて商品又はサービスの検索結果をパーソナライズ化して表示する場合には、同時に消費者に対し個人特性に基づかないオプションを提供しなければなりません。また、個人情報主体にニュース情報をプッシュする場合には、オプトアウトなどの手段を提供しなければならず、かつ、個人情報主体がオプトアウトを選択した場合に、個人情報主体に対し推奨機能の基礎となっている個人情報を削除又は匿名化するオプションを提供しなければなりません。

③ 「個人情報保護法(草案)(意見募集稿)」(2020 年 10 月 21 日公布)

2020 年 10 月 21 日、「個人情報保護法(草案)(意見募集稿)」(以下「本草案」といいます。)が、全国人民代表大会から公布されました。今はまだ草案段階ですが、正式公布後は個人情報保護の中心的な法律となる予定です。

(1) 適用範囲

(2) 個人情報の越境移転について

(i) 越境移転の規制の対象

2019 年 6 月 13 日に公布された「個人情報の越境移転の安全評価弁法(意見募集稿)」(以下「安全評価弁法」といいます。)は、「ネットワーク運営者²⁰」という広い対象について、個人情報の国境を超えた移転(以下「越境移転」といいます。)の様々な規制を定めていました。一方、今回の本草案の対象となる義務者は、「ネットワーク運営者」ではなく「個人情報処理者」ですが、やはり幅広い概念ではあります。

しかし、企業にとって重荷となる安全評価の実施については、第 40 条にあるように、「重要インフラ運営者」と一定の数量を越境移転させる必要のある情報処理者のみに対象が絞られています。いずれにしろ、本草案及び安全評価弁法は共に意見募集稿段階のもので、最終的な確定が待たれます。

(ii) 個人情報の越境移転を行う前提条件

本草案の第 38 条によれば、少なくとも次のいずれかの条件を具備する場合のみ、業務上等の必要に応じて、越境移転を行うことができます。

- ・ 国家ネットワーク情報部門が組織する安全評価に合格すること
- ・ 同部門の規定に従い、専門機関が行う個人情報保護認証を経ること
- ・ 国外の情報受領者と契約を締結し、双方の権利及び義務を約定し、かつ、その個人情報処理活動がこの法律規定の個人情報保護の標準を満たすよう監督すること

(iii) 個人情報主体に対する告知及び同意取得義務

本草案の第 39 条は、個人情報越境移転を行う場合には、個人情報主体に対し中国国外の情報受領者の身分情報、連絡方法、処理目的、処理方法、個人情報の種類、及び国外の情報受領者に対しこの法律所定の権利を行使する方法等の事項を告知

²⁰ 「ネットワーク」の所有者、管理者及びネットワークサービス提供者をいいます。

した上で、当該情報主体の個別同意を取得する必要があるとしています。

(iv) 個人情報の越境移転の安全評価について

- ・ 国家機関が処理する個人情報を中国国外に提供する必要がある場合には、安全評価を行わなければなりません。リスク評価については、関係部門に対してサポートなどを要求することができます(第 37 条)。
- ・ 個人情報を中国国外に提供する必要がある重要インフラ運営者、及び越境移転する個人情報の件数が国家ネットワーク情報部門が別途定めた数量に達する情報処理者は、国家ネットワーク情報部門が組織する安全評価に合格しなければなりません(第 40 条)。

7. 終わりに

次回(2021 年 2 月号)は、民法典(後編)、外商投資法、競争法、知的財産・不正競争外商投資等に関連する重要立法等を取り上げる予定です。どうか良いお年をお過ごしください。

以 上



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 上海事務所代表

ta_nomura@jurists.co.jp

1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。2004年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005年よりフレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所(上海)に勤務。2010年に現事務所復帰。2012-2014年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014年より上海に駐在。

中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等を主に取り扱う。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011 年 1 月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012 年 3 月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016 年 6 月号 (No.1494))、「アジア進出・撤退の労務」(中央経済社 2017 年 6 月)等多数。



とうじょう さとし
東城 聡

西村あさひ法律事務所 弁護士

sa_tojo@jurists.co.jp

米国系コンサルティング会社勤務を経て、2008年弁護士登録。

2008-2012年ブレイクモア法律事務所、2012-2016年高井・岡芹法律事務所 上海代表処首席代表、2016-2019年瓜生・糸賀法律事務所 上海代表処首席代表としての勤務を経て、2020年1月より現職。

中国業務を中心として、新規投資、リストラクチャリング、不正調査・防止業務、会社法・労働法対応を通して日系企業を支援する。



きのした せいし
木下 清太

西村あさひ法律事務所 弁護士 上海事務所代表

s_kinoshita@jurists.co.jp

2010年慶應義塾大学法学部卒業。2012年慶應義塾大学法科大学院修了。2013年弁護士登録。

日本国内の会社法務・紛争全般、中国内外の M&A、独占禁止法等を主に取り扱う。

鄧 瓊

西村あさひ法律事務所 上海事務所 フォーリンアトニー

2010年西南政法大学民商法学部卒業。2013年西南政法大学民商法科大学院修了(2012-2013年日本交換留学)。2010年中国律師資格取得。上海の日系企業での勤務を経て、現職。

邵 春傑

西村あさひ法律事務所 上海事務所 フォーリンアトニー

上海財經大学法学部卒業。2009年中国律師資格取得。上海の日系企業、中国大手法律事務所での勤務を経て、現職。

朱 擎龍

西村あさひ法律事務所 上海事務所 フォーリンアトニー

2010年華東政治大学法学部卒業。2014年神戸大学法学研究科修了。2015年中国律師資格取得。上海の日系企業、中国大手法律事務所での勤務を経て、現職。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引および中国内の法務案件にとどまらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏その他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスチーム

〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2

大手門タワー

Tel: 03-6250-7234 Fax: 03-6250-7200

E-mail: eap@jurists.co.jp

URL: <https://www.jurists.co.jp>

北京事務所

〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号

華貿中心 2 号 写字樓 4 層 08 号

Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610

E-mail: info_beijing@jurists.jp

上海事務所

〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号

越洋広場 38 階

Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749

E-mail: info_shanghai@jurists.jp